

●領事出張サービス（ナイアガラ・フォールズ）

日時：11月21日（火） 11：00AM～2：00PM

会場：Radisson Hotel & Suites Fallsview

6733 Fallsview Boulevard Niagara Falls , Ontario , L2G 3V9

詳細については、以下URLよりPDFファイルをご参照ください。

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-1.html

●（広域情報を含む）最新海外安全情報外務省海外安全情報

以下の地域へ出張・旅行を計画されている方は、ご注意ください。

★マダガスカル：マダガスカルにおけるペストの流行（その2）

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2017C224.html

★ケニア：大統領選挙再実施に伴う注意喚起（その4）

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2017C223.html

★中国における鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染例の報告（家禽との直接接触は避けてください。）（その20）

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2017C222.html

●外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録促進について

海外旅行や海外出張される方が、「たびレジ」へ旅行日程・滞在先・連絡先を登録すると、滞在先を管轄する在外公館より、最新の渡航情報や緊急時の情報提供を受けられる海外旅行登録システムです。

海外旅行・海外出張の際は是非ご登録ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

●ビットコイン（仮想通貨）を通じた振り込め詐欺被害にご注意ください。

トロント在留邦人がビットコインの振り込め詐欺の被害に遭われました。本事案は、グループにより実行され、偽装した電話番号を利用する等、手口が非常に巧妙です。また、カナダ国税庁職員、警察官、日本大使館職員等の公的な職に就く者を名乗り、被害者に連絡してきますので、十分にご注意ください。

●ビザ申請手数料を徴収しようとする詐欺サイト等にご注意ください

日本政府又は日本大使館を装って、ビザ申請手数料を徴収しようとする詐欺サイト、ソーシャルメディア、Eメールの存在が確認されています。査証申請は、直接日本の在外公館で行う

か、個別に認められた代理申請機関を通じて行うことになっております。日本政府はこれらの詐欺とは一切関係ありませんので、十分ご注意ください。

●にせ家主にご注意ください

2017年5月12日のトロントスター誌において、家主と偽り、海外からの留学生から不当に家賃収入を得ている者に関する記事が掲載されました。

トロントの非営利団体である Japanese Social Services が以下ホームページで邦訳つきで注意喚起を発出しておりますところ、是非一度ご覧いただき、家の契約の際にはご注意ください。

<https://jss.ca/thestar-comarticle/>

●領事出張サービスのお知らせ（11月以降）

★11月9日（木） 10時から12時、トロント、JCCC

★12月14日（木） 10時から12時、トロント、JCCC

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-1.html

●当館休館日のお知らせ（土曜日及び日曜日に加え、12月25日、26日、29日は休館日です。2018日の休館日については、追って以下のサイトへ更新する予定です。）

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/consulate/consulate-1.html>

●在外選挙人証の登録お済みですか？

海外で実施される国政選挙（衆議院小選挙区・比例代表選出議員選挙、参議院選挙区・比例代表選出議員選挙と、それらの補欠選挙及び再選挙）にて投票を行うには、当館で申請を行い、在外選挙人証を取得する必要があります（お手元に届くまでに数ヶ月を要します）。

なお、既に在外選挙人証をお持ちの方が、日本に一時帰国した際、区役所に転入届の手続きをされ、再び海外に転出した場合には、在外選挙人名簿から抹消されるため、お持ちの在外選挙人証は無効になり、再度登録し直す必要が生じますのでご注意ください。

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-3.html

●カナダにおける電子渡航認証システム（eTA）の義務化について

カナダに空路で渡航し、またはカナダで航空機の乗り継ぎをする際、電子渡航認証（eTA）が必要です。2016年11月10日以降はこの手続を行わなければ、カナダ行きの便に搭乗できなくなりました。カナダ永住権保有者等一部の方は、eTAは不要となっておりますが、カナダ永住者（PR）カードまたはPR旅行書類を携帯している必要があります。他方、20

15年8月1日以降に就労／修学許可証を更新していても、同日以前に就労／修学許可証を取得している場合にはeTAが必要となっている模様です。また、航空会社が詳細を承知しておらず、空港のチェックインにてトラブルとなるケースも発生しているようですので、以下のURLからご自身でeTAが必要かにつきご確認いただき、必要な場合には取得していただきますようお願い致します。

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-facts-en.asp>

●詳しくは、カナダ市民権・移民省のウェブサイトをご覧ください。

申請公式ウェブサイト（カナダ市民権・移民省ウェブサイト）

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-facts-ja.asp>

カナダ・ビザアプリケーション・センター(VAC)

http://www.vfsglobal.ca/Canada/Japan/important_information.html 等にお問い合わせください。

●カナダ政府によるカナダ国籍保持者のカナダ旅券所持義務化について

カナダ政府の発表によると、2016年11月10日以降、カナダ国籍とその他の国籍を併せ持つ重国籍者が空路でカナダに入国する場合、当該飛行機に搭乗する際に有効なカナダ旅券の携帯が必要になりました。

カナダ移民局は、外国への出入国のためにカナダ旅券以外の旅券を携帯することが必要な重国籍者に対して、その旅券とカナダ旅券の両方を携帯するよう同局ホームページで案内しています (<http://www.cic.gc.ca/english/visit/dual-canadian-citizens.asp>)。

カナダ生まれでカナダ国籍を併せ持つ未成年の邦人の方にも適用されますので御注意ください。詳細はカナダ移民局のホームページを御確認ください。

http://www.cic.gc.ca/english/visit/dual-canadian-citizens.asp?_ga=1.46813038.83811881.1474405799

●日カナダ投資ビジネスガイドのご案内

本件「Canada in Japan, Japan in Canada」がCanadian Chamber of Commerce in Japanのサイトに掲載されましたのでご案内致します。

<http://www.cccj.or.jp/en/publications/canada-japan-business-guide>

●各種イベント情報

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_en/b_000030.html

●国際交流基金日本語講座のご紹介

国際交流基金にて2016年7月より学習管理機能を備えた日本語学習プラットフォーム「JFにほんごeラーニングみなと」を一般公開しました。お子様の日本語学習等に是非ご利用ください。

<https://minato-jf.jp>

■本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています。

■本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともに、お知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしく願いいたします。

■在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLからORR-netを通じて電子届出をして頂くか、所定の用紙をダウンロード後、FAXで416-367-9392までご送付ください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/ryoji/ryoji.htm>

●在トロント日本総領事館Facebook

当館が支援するイベントや日本に関する情報などをFacebookを通して提供しています。最新情報を分かりやすくお伝えできますので、是非フォローしてみてください。

<https://www.facebook.com/?sk=welcome#!/JapanConsToronto>

●在トロント日本国総領事館ホームページ

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/index.htm>

【配信停止】

★在トロント日本国総領事館メールマガジンにご登録の方で配信停止をご希望の方は停止理由（(例)●月に帰国・転出した。）を簡潔に記載の上、ryouji@to.mofa.go.jpまでご連絡願います。

★たびレジに登録された方で配信停止を希望される方はたびレジお問い合わせメールまでご連絡願います。

*本メールのうち、国以外の第三者が著作権その他権利を有する場合には許可なく使用するこ

とを禁じます。